



豊監公表第7号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第1項の規定による豊中市職員措置請求書について、同条第4項の規定により監査を行ったので、その結果を次のとおり公表します。

平成24年（2012年）2月6日

豊中市監査委員	大 畠 祥 美
同	久 岡 眞佐代
同	福 岡 正 輝
同	松 下 三 吾

第1 請求の受付

1 請求人

(氏名)

(氏名)

(氏名)

(氏名)

(氏名)

2 請求書の提出日

平成23年12月21日

3 請求の内容(原文のまま)

請求の要旨

豊中市長浅利敬一郎に対し、金785,700円と不法行為が行われた最終日の翌日である平成23年3月18日から豊中市に支払われるまでの民法所定遅延損害金を豊中市に支払うよう請求する。また、下記の通り監査委員に対して必要な措置を請求する。

請求の理由

1、地方公共団体が任意に附属機関を設ける場合には、条例によらなければならないと地方自治法第138条の4第3項本文に規定されているにも関わらず、豊中市が「地域自治システム検討委員会設置要綱」(以下、「本件要綱」という。)に基づき「豊中市地域自治システム検討委員会」(以下、「本件委員会」という。)を設置したことは違法である。また、条例に基づかず、委嘱した本件委員会の委員等に対する報酬(謝礼金)合計785,700円を支払ったことも違法である。

上記報酬(謝礼金)の支出負担行為を決裁した処分者は、地方自治法第243条の2第1項1号に基づき、各自が豊中市に対して損害賠償責任を負っているのである。

従って、豊中市の首長たる浅利敬一郎に対して報酬(謝礼金)支払相当額の損害賠償並びに本件委員会の構成員に最終支払日の翌日である、平成23年3月18日から豊中市へ支払い完済するまでの民法所定遅延損害金を連帯して支払うよう請求する。

2、豊中市地域自治システム検討委員会

①豊中市は、平成21年6月10日に市長たる浅利敬一郎の決裁により、「本件要綱」を制定し、同日これを実施した。・・・証明1号

②要綱は、

イ、第1条において、制度的枠組み等について具体的に調査検討を行うため、「地域自治システム調査検討委員会(以下、「委員会」という。)を置く。

ロ、第2条2号において、委員は、市長が委嘱する。

ハ、第3条において、市長は、委員を解嘱することができる。

ニ、第6条2号において、専門委員は、学識経験者を有する者その他市長が適当と認める者

のうち市長が委嘱する。

ホ、第9条において、委員会の庶務は、政策企画部コミュニティ政策室において処理する。
へ、附則2号において、委員長及び副委員長に事故がある場合その他委員長の職務を行う者がいない場合における委員会の招集及び委員長が決定されるまでの委員会の議長は、市長が行う。

3、豊中市地域自治システム検討委員会委員に対する報酬（謝礼金）支出

①本件委員会は作業部会を含め、合計10回開催されており、本件委員の学識者・各種団体、市民公募委員に一人当たり一回の本件委員会並びに作業部会出席につき金9,700円支払われている。・・・証明2号

○本件委員会と作業部会を含む開催日と支払い金額並びに本件出席委員

第1回本件委員会支払日：平成21年7月16日

報酬（謝礼金）合計：97,000円、出席委員：10人

第2回本件委員会支払日：平成21年11月2日

報酬（謝礼金）合計：97,000円、出席委員：10人

第3回本件委員会支払日：平成21年12月24日

報酬（謝礼金）合計：58,200円、出席委員：6人

第4回本件委員会支払日：平成22年3月11日

報酬（謝礼金）合計：87,300円、出席委員：9人

第5回本件委員会支払日：平成22年6月29日

報酬（謝礼金）合計：97,000円、出席委員：10人

第6回本件委員会支払日：平成22年10月21日

報酬（謝礼金）合計：97,000円、出席委員：10人

第7回本件委員会支払日：平成22年12月16日

報酬（謝礼金）合計：77,600円、出席委員：8人

第8回本件委員会支払日：平成23年3月17日

報酬（謝礼金）合計：97,000円、出席委員：10人

第1回本件作業部会支払日：平成22年4月26日

報酬（謝礼金）合計：38,800円、出席委員：4人

第2回本件作業部会支払日：平成22年6月3日

報酬（謝礼金）合計：38,800円、出席委員：4人

②上記3の①は、平成21年、平成22年、平成23年に政策企画部コミュニティ推進室長 山本の庶務決裁のもと、平成21年並びに平成22年会計室長 河端並びに平成23年 会計室長 補佐 野々村によって、本件委員会委員への支出負担行為決裁をした。

4、豊中市地域自治システム検討委員会及び本件報酬（謝礼金）の違法

①地方自治法第138条4第3項本文では、

「普通地方公共団体は、法律又は条例の定めるところにより、執行機関の附属機関として自治紛争処理委員、審査会、審議会、調査会その他の調停、審査、諮問又は調査のための機関を置

くことができる」

②上記法条は、普通地方公共団体が任意に附属機関を設けうることを認めるとともに附属機関を設置するには必ず条例によらなければならないと定められたものである。

③上記法条は、昭和 27 年改正により新設されたものであり、上記法条新設以前には、附属機関は各執行機関が規則その他の規定により任意に附属機関を設置できるものと解釈されていたが、附属機関といえども地方公共団体の行政組織の一環をなすものであるとの理由により、上記法条制定によってすべて条例で定めねばならないこととされたものである。

④平成 23 年 1 月 31 日に開催された本件委員会の会議録によると、委員長 岩崎が「地域自治システム調査検討報告書は市長から諮問を受けて答申するもの」と発言しており、まさしく審議会及び調査会としての性格を有しているものであり、地方自治法第 138 条の 4 第 3 項に定める、諮問、審査会、調査会、その他の調停、審査、諮問のための附属機関に該当するものである。

※本件委員会平成 23 年 1 月 31 日開催会議録・・・証明 3 号

⑥本件委員会は、条例によることなく本件要綱に基づき設置したものであるから、その設置は地方自治法第 138 条の 4 第 3 項に違反し違法である。

本件委員会委員に対する報酬（謝礼金）支出は、前期の通り地方自治法に違反する本件要綱に直接依拠してなされたものであり、要綱の制定者である市長が報酬（謝礼金）の支出権者であるので、本件委員会設置の違法を継承し、違法である。

5、豊中市の損害

①前記の違法な公金支出により、豊中市は支出金額、金 785,700 円と同額の損害を被ったものである。

②本件委員に対する報酬（謝礼金）支払義務が発生したのは、違法な要綱に基づいて設置した本件委員会の委員が違法に委嘱され、違法な委嘱に基づき委員が任務を遂行したためである。そもそも違法な要綱制定により、違法な本件委員会の組織やそれに基づく違法な委員の委嘱がなければ、本件委員会の行った業務は、豊中市の通常の執行機関職員がこれらを行うことが出来たものであり、その場合には報酬（謝礼金）の支出は発生していないのだから、前記支出金額が豊中市に損害にあたることは明白である。

6、浅利敬一郎の不法行為

①平成 21 年、平成 22 年、平成 23 年に政策企画部コミュニティ推進室長 山本の庶務決裁のもと、平成 21 年並びに平成 22 年会計室長 河端並びに平成 23 年 会計室長補佐 野々村によって、故意または重大な過失により、本件の違法な支出につき支出負担行為を決裁し支出させたものであるから、豊中市に対して不法行為による損害賠償をする義務がある。

②浅利敬一郎は豊中市長として、故意または過失により本件違法な支出につき本来の支出権者としてすべき監督をせずに、これを発生させたのであるから、豊中市に対して不法行為による損害賠償をする義務がある。

③政策企画部コミュニティ推進室長 山本、会計室長 河端と会計室長補佐野々村 6 の①法行為と市長たる浅利敬一郎の 6 の②の不法行為とは共同不法行為にあたるので、両名の支払義務

は不真正連帯の関係にある。

7、他地方自治体における類似判例

①福岡地裁 平成 14 年 9 月 24 日

【省略】

②さいたま地裁 平成 14 年 1 月 30 日

【省略】

③広島高裁岡山支部 平成 21 年 6 月 4 日

【省略】

8、地方自治法第 242 条 2 項但書の「正当な理由」

本件委員会の平成 21 年度及び平成 22 年度の決済金額は少なからず 1 年を経過しているものも存在しているが、請求人がまさしく審議会及び調査会としての性格を有しているものと知ることができるのは、豊中市の広報媒体たる「写真と動画で見る豊中のいま」という豊中市が運営するブログ平成 23 年 2 月 18 日付「地域自治の仕組みの報告書を市に提出」記事である。本件委員会委員長 岩崎が本件の調査結果をまとめた「地域自治システム調査検討報告書」を豊中市長たる浅利敬一郎へ答申されたのは、まさに平成 23 年 2 月 18 日である。それ以前に「地域自治システム調査検討報告書は市長から諮問を受けて答申するもの」に気づくことは不可能であるから、本請求には地方自治法第 242 条 2 項但書の「正当な理由」があると言える。

※地域自治システム調査検討報告・・・証明 4 号

※地域自治の仕組みの報告書を市に提出 豊中市運営ブログ・・・証明 5 号

請求の要旨に添付された事実を証する書面【省略】

証明 1 号：地域自治システム調査検討委員会設置要項（2 枚）

証明 2 号：支出負担行為兼支出命令書（20 枚）

証明 3 号：本件委員会 会議録 平成 23 年 1 月 31 日開催分（6 枚）

証明 4 号：地域自治システム調査検討報告（4 枚）

証明 5 号：地域自治の仕組みの報告書を市に提出 豊中市運営ブログ（1 枚）

4 請求の要件審査

本件請求は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 242 条所定の要件を備えているものと認め、監査を実施した。

第 2 監査の実施

1 監査対象事項

地域自治システム調査検討委員会（以下「本件委員会」という。）委員に対する謝礼金（支出科目は、（節）報償費（細節）謝礼金）の支出のうち、平成 23 年 3 月 17 日の謝礼金の支出（以下「本件支出」という。）を監査の対象とした。

なお、本件委員会委員に対する謝礼金の支出のうち、平成 21 年 7 月 16 日から平成 22 年 12

月16日までの間の謝礼金の支出につき監査請求期間経過後に監査請求がされたことについては、次のとおり、法第242条第2項ただし書にいう正当な理由はないと判断し、却下する。

請求人らは、請求人らがまさしく審議会及び調査会としての性格を有しているものと知ることができるのは、市が運営するブログ平成23年2月18日付けの記事によるのであって、それ以前に気づくことは不可能であったと主張する。しかしながら、同項は監査請求期間の起算日を「当該行為のあった日又は終わった日」としており、「当該行為のあったことを知った日」としてはいないので、単に請求人らが当該監査請求の対象たる行為を知り得なかったというだけでは同項ただし書の「正当な理由があるとき」にはあたらず、普通地方公共団体の執行機関、職員の財務会計上の行為が秘密裡にされた場合に限らず、普通地方公共団体の住民が相当の注意力をもって調査を尽くしても客観的にみて監査請求をするに足りる程度に当該行為の存在又は内容を知ることができなかつた場合には、法第242条第2項ただし書にいう正当な理由の有無は、特段の事情のない限り、普通地方公共団体の住民が相当の注意力をもって調査すれば客観的にみて上記の程度に当該行為の存在及び内容を知ることができたと解される時から相当な期間内に監査請求をしたかどうかによって判断すべきものである（最高裁平成14年9月12日第一小法廷判決）。

本件委員会については、地域自治システム調査検討委員会設置要綱（以下「本件要綱」という。）が市ホームページに掲載されていたこと、会議の開催が市広報誌及び市ホームページにより周知され公開で行われていたこと、会議録が市ホームページに掲載されていたこと、謝礼金の支出については、豊中市情報公開条例（平成13年豊中市条例第28号）に基づき諸書類の入手が可能であったこと、これらのことから、秘密裡にされた場合にも、住民が相当の注意力をもって調査を尽くしても客観的にみて本件委員会委員に対する謝礼金の支出に違法な点があると考えて監査請求をするに足りる程度にその存在又は内容を知ることができなかつた場合にも当たらないというべきである。

仮に、請求人らの主張するように、謝礼金の支出に違法な点があると考えて監査請求をするに足りる程度にその存在及び内容を知ることができたのが、平成23年2月18日であったとしても、同日から10か月後の平成23年12月21日にされた本件監査請求は前記にいう相当な期間内になされたものということとはできない。

2 監査対象部局

市民協働部コミュニティ政策室（旧政策企画部コミュニティ政策室）、会計室

3 証拠の提出及び陳述

法第242条第6項の規定に基づき、請求人らに証拠の提出及び陳述の機会を平成24年1月19日に設けた。請求人らは、証拠を提出し、請求内容を補足する陳述を行った。

（概要）

請求人らは、市長は本件委員会に対し意見や調査を求めていること、本件委員会委員に対する謝礼金は、報酬の性格を持つにもかかわらず、条例に定められていないこと等を陳述し、証拠の提出を行った。

提出された証拠

補足証第1号：基本政策の進捗状況（4枚）

補足証第2号：広報とよなか平成21年5月号（1枚）

補足証第3号：（ちらし）本件委員会市民委員を募集します（4枚）

補足証第4号：（ちらし）千里文化センター市民運営会議 第2期委員募集（4枚）

第3 監査の結果

1 事実関係の確認

（1）本件委員会について

①設置

市長は、地域における自治の実現を理念とする豊中市自治基本条例（平成19年豊中市条例第4号）を踏まえて「豊中市コミュニティ基本方針」を平成21年3月に策定し、同方針に基づいて、普及啓発や地域課題セミナーの開催に取り組む一方、「地域自治システム」の構築に向けて、庁内会議の設置や地域フィールドワークの実施とあわせて、制度的枠組み等について具体的な調査検討を行うことを目的とする本件委員会を設置するべく、本件要綱を平成21年4月20日に制定した。

本件要綱には、前記目的のほか、委員は学識経験者等、市民、地域活動にかかわる団体の代表者のうちから市長が委嘱すること、委員の互選によって定められた委員長が委員会を招集し議長を務めること、委員会が必要と認めるときは、委員会に部会を置くことができること、委員会の庶務は、政策企画部コミュニティ政策室において処理することなどが定められた。

②委員の委嘱

市長は、学識経験者等4名、公募市民1名及び地域活動にかかわる団体の代表者5名の合計10名を本件委員会委員として選考するとともに、平成21年6月10日、本件要綱を施行し同日付でこれらの者に委嘱状を交付した。

③会議の開催状況等

市長により招集された平成21年6月23日開催の第1回会議冒頭において、委員長及び副委員長が委員の互選により決定され、以後の会議は、委員長が会議を招集し議長を務めた。

会議録によれば、第1回会議において、「地域自治システムの調査検討フレーム」「地域自治システム調査検討の進め方及び報告書骨子（案）」「地域自治システム調査検討スケジュール」と題する資料が配布され、政策企画部コミュニティ政策室職員が「事務局」として説明を行うとともに、平成22年度に中間報告を提出するのは平成23年度から事業を実施するために予算編成に反映させることをねらいとしているのかとの委員長の質問に対し、指摘のとおりと答えている。

平成22年2月19日開催の第4回会議において、地域自治システム調査検討報告（中間報告書）（以下「本件中間報告書」という。）及び地域自治システム調査検討報告（以下「本件報告書」という。）の作成につき、本件委員会に執筆作業を担当する地域自治システム調査検討報告書作成部会（以下「本件作成部会」という。）を置くことが決定された。

同年4月12日開催の第1回本件作成部会において、各部会委員の執筆分担が決定され、事務局から、委員によって意見が異なる場合もあるが、採用しない意見も書き込みつつ、委員会として考える方向を明記してほしいとの発言があった。

同年6月4日開催の第5回会議において、本件中間報告書（案）が議題とされ、同日委員が述べた意見をもとに案を修正することが、本件委員会の委員長及び本件作成部会の部会長に一任された。

同年6月28日には、本件中間報告書が市長に提出された。

平成23年1月31日開催の第8回会議において、本件報告書（案）が議題とされ、案の内容の一部について委員から異論が示されたが委員長が修正案を提示し全委員が了承した。このほか、本件報告書の最終の取扱いについて、正副委員長に一任された。

こうした経過を経て、同年2月18日に本件報告書が市長に提出された。

以上のほか、会議の開催日及び議題は下表のとおりである。

なお、本件委員会が設置されている間、委員の委嘱、会議の招集その他委員会の庶務は、政策企画部コミュニティ政策室が処理した。

開催日	議 題
第1回 平成21年6月23日	1.地域自治システム調査検討委員会の発足について 2.地域自治システムの調査検討について 3.今後のスケジュール等
第2回 平成21年10月6日	1.前回の振り返り 2.地域フィールドワークについて（報告） 3.地域自治組織のあり方について
第3回 平成21年12月8日	1.前回の振り返り 2.地域自治組織のあり方について（報告） 3.地域と行政の関係①行政の組織体制について
第4回 平成22年2月19日	1.前回の振り返り 2.地域自治組織のあり方・行政の組織体制について（報告） 3.地域と行政の関係②地域自治組織と行政の役割分担について 4.今後のスケジュールについて
第1回本件作成部会 平成22年4月12日	1.中間報告書（案）の作成について （1）作成スケジュールについて （2）構成と執筆分担について （3）今後の検討課題について
第2回本件作成部会 平成22年5月17日	1.中間報告書（案）の内容について
第5回 平成22年6月4日	1.中間報告書（案）について 2.今後の検討課題について
第6回	1.中間報告以降の取組みについて（事務局報告）

平成 22 年 10 月 1 日	2.地域コミュニティの活性化に向けた補助金等のあり方について 3.今後の進め方について
第 7 回 平成 22 年 11 月 30 日	1.前回の振り返りとフィールドワークの実施状況について 2.地域自治組織と行政の協議の場について 3.報告書（素案）について
第 8 回 平成 23 年 1 月 31 日	1.前回の振り返りと取組み報告 2.調査検討報告書（案）について 3.今後の取組みについて 4.全体の振り返りと今後への期待

④市における本件報告書の取り扱いについて

市長は、豊中市における地域自治組織のあり方や行政の組織体制、地域自治組織の設立と行政支援のあり方などについての調査検討結果を内容とする本件報告書を参考に、モデル地域における事業実施などを経て、豊中市における地域自治システムの考え方をまとめ、（仮称）豊中市地域自治推進条例（素案）を作成、豊中市意見公募手続に関する条例（平成 21 年豊中市条例第 17 号）に基づいて、平成 23 年 11 月 29 日～平成 23 年 12 月 19 日までの間、意見募集を行った。

(2) 本件支出について

平成 21 年度予算において、本件委員会に出席した委員に対しては謝礼金を支払うこと、また、その額については、本件委員会と同種の会議の謝礼単価を参考にして会議 1 回につき 9,700 円とすることが決定され、平成 22 年度においても同様とされた。

本件支出は、平成 23 年 1 月 31 日開催の第 8 回会議に出席した 10 人の委員に対するもので、同年 3 月 7 日に支出負担行為兼支出命令書が政策企画部コミュニティ政策室において起票され、豊中市事務決裁規程（昭和 37 年豊中市訓令第 2 号）に則った決裁を経て、会計室における審査が行われた。

2 監査対象部局の説明

平成 24 年 1 月 23 日、市民協働部コミュニティ政策室長、同部コミュニティ政策室協働推進チーム長、会計室長、会計室長補佐に対し行った主な聴取の内容と関係職員の説明は次のとおりである。

①本件委員会の設置を必要とした理由

地域自治システムについて市としての考え方を整理するにあたり、行政内部の発想にとどまらず多様な市民の方々から意見を聴く取組みが必要と判断したため。

②調査検討を行う主体を学識経験者等、市民、地域活動にかかわる団体の代表者とした理由

地域自治の制度的枠組み等についての調査検討にあたっては、専門的知見を有し、他自治体での実践事例等にも精通する研究者等の参画が必要であるため。また、本市の特性や地域活動現場、地域団体の実情をよく知る市民等の参画が必要であるため。

③本件委員会が法第 138 条の 4 第 3 項所定の附属機関に当たらないと判断した理由

本件委員会では、委員一人ひとりに、自らの知見や経験に基づいて自由に発言をいただくことを重視したので、合議制をとる必要がなかったため。

④本件報告書としてまとめられているが、成案化する手続は、委員の合議によるものではなかったのか。

各委員からのすべての意見を事務局が集約することで、おおむねの総意が見えてくるので、それをもとに学識経験者等で構成された作成部会が作成した報告書素案をもとに、各委員から個別に意見を求めて最終の報告書としてとりまとめたものである。

3 判断

(1) 本件支出の違法性について

法は、第 203 条の 2 第 1 項において「普通地方公共団体は、その委員会の委員、非常勤の監査委員その他の委員、自治紛争処理委員、審査会、審議会及び調査会等の委員その他の構成員、専門委員、投票管理者、開票管理者、選挙長、投票立会人、開票立会人及び選挙立会人その他普通地方公共団体の非常勤の職員（短時間勤務職員を除く。）に対し、報酬を支給しなければならない。」と、同条第 4 項において「報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法は、条例でこれを定めなければならない。」と定め、法第 138 条の 4 第 3 項所定の附属機関の委員に対する報酬は、条例に基づいて支給しなければならないとしている。

請求人らの主張するように、本件委員会が法第 138 条の 4 第 3 項所定の附属機関に該当するにもかかわらず要綱により設置され、このため、本件委員会委員に条例に基づいて報酬が支給されなかったというのであれば、それは違法な公金の支出に当たるので、本件委員会が同項所定の附属機関に該当するかどうかを判断する。

法は、執行機関の附属機関について、第 138 条の 4 第 3 項において「普通地方公共団体は、法律又は条例の定めるところにより、執行機関の附属機関として自治紛争処理委員、審査会、審議会、調査会その他の調停、審査、諮問又は調査のための機関を置くことができる。」と規定している。この規定は、普通地方公共団体が、執行機関の要請により、その行政執行のための必要な資料の提供等いわばその行政執行の前提として必要な調停（第三者が紛争の当事者間に立って、当事者の互譲によって事件の妥当な解決をはかるようにすること）、審査（特定の事項について判定ないし結論を導き出すために、その内容をよく調べること）、審議（執行機関の諮問に応じて調べ論議すること）又は調査（一定の範囲の事項についてその真実を調べること）を行うことを職務とする機関を任意に附属機関として設けうることを認めるとともに、その場合には、必ず条例によらなければならないことを定めている。

市長は、本件委員会の会議は、委員一人ひとりが自らの知見や経験に基づいて自由に発言することを重視したので合議制をとる必要がなく、附属機関に該当しないと主張する。しかしながら、前記事実関係によれば、市長は、本件委員会を「豊中市コミュニティ基本方針」に掲げる「地域自治システム」の構築に向けて制度的枠組み等について具体的な調査検討を行わせることを目的として設置したこと、本件中間報告書及び本件報告書を参考に事業を試行的に実施し、条例素案

を作成することを当初より予定して本件委員会にとりまとめを要請したこと、本件委員会が外部の有識者である学識経験者等、市民、地域活動にかかわる団体の代表者から構成され、委員長を中心として組織化されていたこと、本件作成部会において執筆された本件中間報告書及び本件報告書が最終的に本件委員会の総意として決定され、市長に提出されたこと、これらのことから、本件委員会の会議は地域自治システムに係る諸課題について検討や議論を行う場であったと認めるのが相当であること、以上のことを総合すると、本件委員会は、法第 138 条の 4 第 3 項所定の附属機関としての実態を有し、条例に基づかない違法な公金の支出があったと判断せざるを得ない。

(2) 損害の有無について

法第 203 条の 2 第 1 項に掲げる者に対し支給する報酬及び費用弁償について定めた委員等の報酬及び費用弁償条例（昭和 31 年豊中市条例第 19 号。以下「委員報酬条例」という。）は、執行機関の附属機関の委員の報酬の額を、日額 9,700 円を基本として定め、委員の職務の種類や勤務の程度等を勘案し、一部の委員の報酬の額について日額 18,400 円、23,000 円、27,600 円としている。

仮に、本件委員会を法第 138 条の 4 第 3 項所定の附属機関として設置していたならば、委員報酬条例に定められたであろう本件委員会委員に対する委員報酬の額が日額 9,700 円であったであろうことは容易に推認できる。そうすると、本件支出に要した総額と適法に設置していた場合に要した総額とは、同額であったということが推認され、また、本件委員会の成果物として策定された本件報告書が市のその後の事業執行に活用するに足りるものであったことから、本件委員会の委員がその職務を十分に果たしたということも認められ、本件支出によって市に損害が生じたということとはできない。

なお、請求人らは、本件委員会の行った業務は、市の通常の執行機関職員がこれらを行うことが出来たものであり、その場合には謝礼金の支出は発生していないのだから市の損害に当たると主張するが、当該業務を職員ではなく学識経験者等の外部委員に行わせたことについての違法・不当とする理由についての請求人らの主張はなく、豊中スタイルの地域自治の仕組みを制度設計する「地域自治システムの構築」という行政課題に対処するに際し、より良い成果を得るため、地域自治に詳しい外部の有識者を登用することとした市長の判断に違法・不当な事実は認められない。

4 結論

以上のとおり、請求には理由はないと判断し、棄却する。